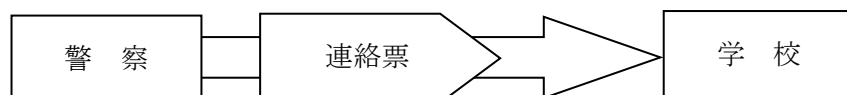


「学校警察連携制度」運用に係るガイドライン

学校警察連携制度は、児童・生徒の「命の安全」・「健全育成」・「非行防止」・「犯罪被害防止」を目的としており、学校が繰り返し支援・指導しても改善が見られないと判断した場合に運用します。この制度で指導をすべて警察に委ねるという意味ではなく、日頃の指導は最後まで学校が主体となってい、学校と警察が情報を共有し、協働して問題の早期解決を図ることが重要になります。

〔警察から情報提供を受けるケース〕

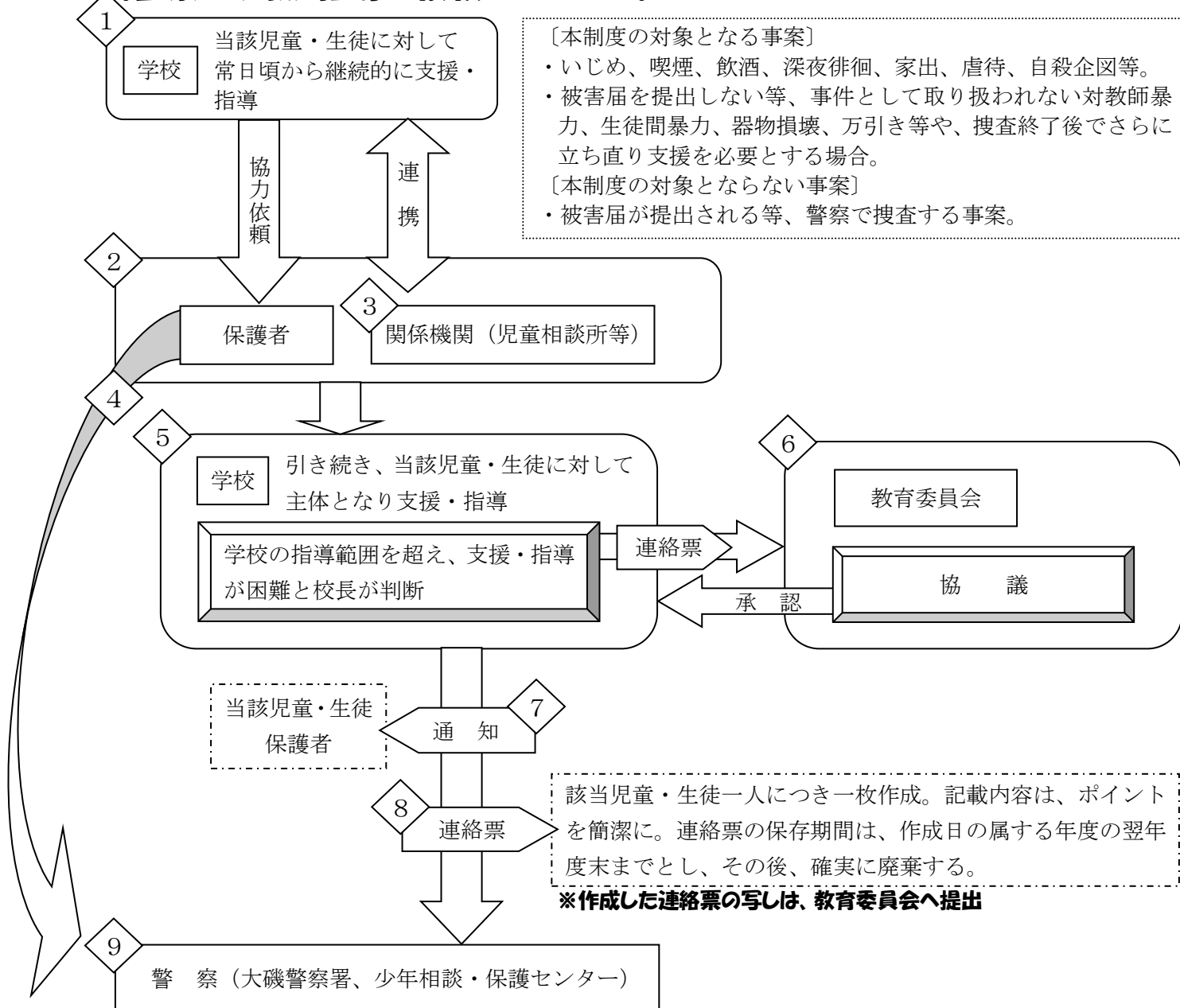


※受領した連絡票の写しは、教育委員会へ提出

〔次のような事案〕

- ・逮捕事案 ・身柄通告事案
- ・犯罪行為を繰り返している事案
- ・犯罪被害のおそれがある事案 等

〔警察へ支援・指導を依頼するケース〕



- 1 日頃の教育活動の中で、児童・生徒の個性の伸長を図りながら、社会性や自己実現のための資質・態度の育成を目指します。次の視点を常にもちながら支援・指導をしていきます。
 - ①児童・生徒に自己存在感を与えること
 - ②共感的な人間関係を育成すること
 - ③自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助すること
- 2 問題解決のためには、当該児童・生徒に対する支援・指導とともに保護者の理解や協力が必要です。
- 3 指導に困難を要する場合には、教育委員会学校教育課をはじめ、児童相談所などの関係機関と連携を図りながら対応していきます。また、関係機関とのケース会議を開き、問題を共有し解決への糸口を見つけていきます。
- 4 問題解決のために警察の支援・指導が必要と判断した場合、保護者の要請で警察に支援や指導を依頼することも可能です。
- 5 学校が主体となり当該児童・生徒への支援・指導を継続します。しかし、学校の指導範囲を超えていて、児童・生徒の「命の安全」・「健全育成」・「非行防止」・「犯罪被害防止」のために警察の支援・指導が必要であると校長が判断した場合に限り、学校警察連携制度の対象となります。
校長が警察の支援・指導を必要とすると判断した場合、事案の概要等について報告するため、連絡票を作成し、教育委員会学校教育課へ提出します。
- 6 教育委員会では、該当事案を協議検討し、学校へ承認の可否を伝えます。当該児童・生徒の学校での様子、保護者の困り感、今後の見通しを含めてしっかりと協議します。
- 7 教育委員会からの承認を受けて、学校は、当該児童・生徒及び保護者に対してこの連携制度を適用して、警察へ支援・指導を要請することを知らせます。ただし、自殺企図や児童虐待など知らせることで当該児童・生徒に危害が及ぶ危険性がある場合は保護者に通知することはありません。
- 8 教育委員会での承認後、校長は警察へ情報提供するための連絡票を作成し、大磯警察署長または警察署長があらかじめ指定する者に手渡します。また、連絡票の写しは、教育委員会へ提出します。
- 9 警察では、次のような対応を行います。(支援・指導の連携方法については、学校と警察で検討します。)

警察署

児童・生徒を招致する等して、非行や犯罪被害を防止するための指導等を行っていく。

少年相談・保護センター

少年相談員の面接による助言・指導や、定期的なカウンセリング等を通じて問題の解決を図る。

少年サポートチーム活動

警察署、少年相談・保護センター、スクールサポーターなどと連携し、立ち直り支援のためのケース会議をもち、チームで対応していく。